

はじめに



自殺は、その多くが心理的に「追い込まれた末の死」と言われ、その背景には、こころの健康問題だけでなく、経済・生活問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に関係していることが知られています。

全国の自殺者数が、平成10（1998）年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していたため、国は、平成18（2006）年に自殺対策基本法を施行しました。それまで、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。

その結果、全国の自殺者数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果をあげていますが、依然として約2万人の尊い命が自殺によって失われています。

このような中、平成28（2016）年に自殺対策基本法が一部改正され、「生きることの包括的な支援」を基本理念とし、地域レベルの実践的な取り組みを推進するよう都道府県や市町村に自殺対策計画の策定を義務付けました。

本市におきましても、毎年20人前後の方が自殺により亡くなっている状況です。

こうした状況を踏まえ、平成23（2011）年から「鹿沼市自殺対策連絡協議会」を設置し、自殺対策に関する普及啓発や相談窓口の設置、健康教育等、官民一体となり、様々な自殺対策を推進してきました。

今後、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関・団体等との連携をさらに強化し、より総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、令和2年度から5年間を計画期間とする「共に支え合う15（いちご）支援計画～鹿沼市自殺対策計画～」を策定いたしました。

本計画では、自殺は誰にでも起こりうる身近な問題であると認識し、一人ひとりが自殺対策の担い手としてかけがえのない命を大切に、「共に支え合い誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現」を目指してまいりますので、市民の皆様並びに関係機関・団体の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました「鹿沼市自殺対策連絡協議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

鹿沼市長 佐藤 信